

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(2)

目 次

道路公社告示

- 立山有料道路に係る料金の額及び徴収期間についての一部改正 1
- 砺波高岡道路（能越自動車道）に係る料金の額及び徴収期間についての一部改正 2

告 示

富山県道路公社告示第 1 号

立山有料道路に係る料金の額及び徴収期間についての一部改正について
立山有料道路に係る料金の額及び徴収期間について（昭和46年富山県道路公社告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 31 日

富山県道路公社

理 事 長 飯 田 久 範

1 の料金の額中料金表を次のように改める。

（通行 1 台 1 回につき）（単位 円）

| 車種 料金 | | 普通自動車 | | 小型自動車 | | 乗合型自動車 | | | 特殊自動車 | | 軽自動車 |
|-------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 乗用 | 貨物 | 乗用 | 貨物 | マイカ | 路線 | その他 | 大型 | 小型 | |
| 料 金 額 | 桂台～美女平 | 6,600 | 8,800 | 4,300 | 4,300 | 6,600 | 10,900 | 16,800 | 16,800 | 2,400 | 2,400 |
| | 追分～室 堂 | 2,400 | 3,200 | 1,800 | 1,800 | 2,400 | 4,100 | 7,200 | 7,200 | 800 | 800 |
| | 桂台～室 堂 | 9,000 | 12,000 | 6,100 | 6,100 | 9,000 | 15,000 | 24,000 | 24,000 | 3,200 | 3,200 |

| | | | |
|-----------|-----------------|-------|-----|
| 二輪自 動車 | 原動機 付自転 車 | 軽車両 | 自転車 |
| 2,400 | 1,100 | 1,000 | 450 |
| 800 | 500 | 400 | 250 |
| 3,200 | 1,600 | 1,400 | 700 |

1 の備考 3 中「平成 9 年 4 月 1 日」を「平成 26 年 4 月 1 日」に改め、同備考 3 を同備考 4 とし、同備考 2 を同備考 3 とし、同備考 1 を同備考 2 とし、同備考に 1 として次のように加える。

- 1 料金の額は、税抜き料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、円単位を四捨五入することにより、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより10円単位の端数処理を行うことができる。

富山県道路公社告示第 2 号

砺波高岡道路（能越自動車道）に係る料金の額及び徴収期間について
の一部改正について

砺波高岡道路（能越自動車道）に係る料金の額及び徴収期間について（平成 14 年富山県道路公社告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

富山県道路公社

理 事 長 飯 田 久 範

1 の料金の額を次のように改める。

（通行台数 1 台 1 回につき）（単位 円）

| 料金所（区間） | 車種 | | | | |
|-----------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
| 小矢部東本線 （小矢部砺波 JCT～福岡 IC） | 143 | 190 | 238 | 333 | 524 |

| | | | | | |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 福岡本線 (福岡 IC～高岡 IC) | 143 | 190 | 238 | 333 | 524 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|

1 の備考 3 を削り、同備考 2 を同備考 3 とし、同備考 1 を同備考 2 とし、同備考に 1 として次のように加える。

- 1 料金の額は、税抜き料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、円単位を四捨五入することにより、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより10円単位の端数処理を行うことができる。

1 の備考 3 中「(市町村)の次に「及び特別区」を加え、「ハイウェイカード(磁気式前払券をいう。以下同じ。)又は」を削り、「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団」を「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社」に、「平成12年12月5日」を「平成24年12月6日」に、「第2条第4号」を「第3条第1号」に、「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に、「第4条」を「第3条」に改める。

1 の備考 4 中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に、「2」を「3」に改める。

- 1 の備考に 6 として次のように加える。

- 6 この料金表は、平成26年4月1日から適用するものとする。

